

条件付一般競争入札の実施

条件付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和5年6月8日

佐野市長 金子 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達件名等

No.	調達件名	数量	納入場所	業種区分要件	地域要件
1	公用車小型乗用自動車（ハイブリッド自動車）購入	3台	佐野市財産活用課	大分類 F 車両類 小分類 1 自動車	市内に本店
2	公用車軽貨物自動車（トラックタイプ）購入	2台			
3	公用車軽貨物自動車（バンタイプ）購入	3台			
4	公用車軽貨物自動車（電気自動車）購入	1台			
5	公用車乗用自動車（ミニバン・ハイブリッド自動車）購入	1台			
6	公用車乗用自動車（ミニバン・ハイブリッド自動車）購入（さのまる移動用）	1台	佐野市広報ブランド推進課		

(2) 納入期限 No.1～5 令和6年3月15日

No.6 令和6年3月29日

(3) 規格等 詳細は仕様書及び入札説明書による。

2 入札に参加できる者に必要な資格

公告日現在、佐野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、公告の日から開札の日までにおいて次の資格をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。
(3) 公告日から開札の日までにおいて、佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）第2条第1項に規定する指名停止の期間中でないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。 ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

3 入札日程等

入札書の提出方法	佐野市郵便入札実施要綱（平成24年佐野市告示第50号。以下「実施要綱」という。）による郵便入札とする。	
郵送の方法	「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録」のいずれかとする。	
入札書宛先	〒327-8799 日本郵便株式会社 佐野郵便局 留 佐野市 技術センター一部 契約検査課 契約係	
入札書及び封筒	郵便入札用の指定様式を使用すること。	
参加資格確認申請書の交付	本公告日から参加申請書受付終了時まで	佐野市ホームページからダウンロード https://www.city.sano.lg.jp/
参加資格確認申請書等の提出	提出方法：持参又は郵送（郵送方法は、入札説明書による。） 本公告日から 令和5年6月15日 まで。（「佐野市の休日を定める条例」に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）	提出場所：佐野市技術センター一部契約検査課契約係 提出時間：午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く。）
参加資格確認申請提出書類	1 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）1部（ 希望する案件ごとに提出すること ） 2 通知書返信用封筒（切手貼付、返信用宛名記載のもの）1部	
参加資格確認結果通知書等	令和5年6月16日に条件付一般競争入札参加資格確認書を郵送する。	
無資格理由に関する質問の提出	提出方法：書面により持参 令和5年6月19日まで（市の休日を除く。）	提出場所：佐野市技術センター一部契約検査課契約係 提出時間：午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く。）

無資格理由に関する質問の回答	令和5年6月21日をもってファクシミリにより通知する。なお本書については、同日郵送する。	
仕様書に関する質問の提出	提出方法：書面により持参又はファクシミリ。 提出期間：本公告日から令和5年6月16日まで（市の休日を除く。）	提出場所：照会先の仕様の内容問合せ先 提出時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
仕様書等に関する質問の回答	令和5年6月20日 午後5時までに佐野市ホームページに掲載する。	
積算内訳書の提出	要する。	
開札の立会人	入札参加者から、抽選により2人を選任する。	
入札書到達期限	令和5年6月23日 日本郵便株式会社 佐野郵便局到達（必着）	
立会人選任通知日	令和5年6月26日	
開札の日時及び場所	令和5年6月27日 午前10時00分 佐野市役所入札室（6階）	
契約書の作成	要する。	

4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	免除

5 入札の無効

佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第85条、佐野市物品購入等に係る条件付き一般競争入札実施要綱（平成24年佐野市告示第68号。以下「入札実施要綱」という。）第11条及び佐野市郵便入札実施要綱（平成24年告示50号）第7条の規定に該当する入札は、無効とする。

6 その他 ※入札は、No.1～6までの案件をそれぞれに実施します。封筒は別々に作成し郵送すること。

- (1) 参加資格確認申請書等、入札書、入札書郵送封筒は指定の様式を使用すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約条項を示す場所：契約書及び入札書を定めている執行規則及び実施要綱等については、佐野市技術センター一部契約検査課契約係におい

て閲覧できる。

7 照会先

- (1) 公告の内容：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 (佐野市役所 5階)
佐野市 技術センター部 契約検査課 契約係 電話0283-20-3027 F A X 0283-20-3035
- (2) 仕様の内容：**No. 1～5** 〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 (佐野市役所 4階)
佐野市 総合政策部 財産活用課 施設管理係 電話0283-20-3050 F A X 0283-21-5120
- No. 6** 〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 (佐野市役所 4階)
佐野市 総合政策部 広報ブランド推進課 ブランド戦略係 電話0283-27-3012 F A X 0283-21-5120